

会 議 録

会議の名称	平成29年度第3回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成30年1月26日（金）午前10時00分から12時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（委員） 福嶋司会長・丸山宙職務代理・蜂屋健次委員・石橋光明委員・渡辺みのる委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・小嶋博司委員・久野稔晃委員・金田一弘明委員</p> <p>（市事務局） 渡部尚市長・粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・有山みどり公園課長・朝岡みどり公園係長・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者：島崎喜美子委員・長谷川大地委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/		傍聴者 数 0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事 （1） 緑地保護区域の管理状況について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどり公園課みどりの係</p> <p>担当者名 朝岡、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111（内線2742）</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>平成29年度第3回の緑化審議会を開催させて頂きたいと思います。</p> <p>それでは、初めに会長からご挨拶頂ければと思います。よろしくお願ひ致します。</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>前回「多摩湖緑地」を拝見し、やはりあそこは東村山の中では大事な所だと実感いたしました。ゆっくり丁寧に整理をすれば、より多くの皆さんが使える良い場所になるんじゃない</p>					

ないかなと期待しております。これから皆さんと相談しながら、また、ボランティアで活動している方ともコンタクトを取りながら良いものを作っていけたらいいなと思っております。

### 3. 議事

#### ○事務局

それでは、緑地保護区域の管理状況について事務局から説明させていただきます。新年度の課税に向けて、例年、この時期の緑化審議会の中で各緑地保護区域の状況を報告させて頂いております。緑地保護区域数を、資料1・2にまとめております。資料1には、それぞれの地番ごとに地目と12月末時点で地積の方を載せております。

昨年度からの増減並びに変更箇所を申し上げますと、28年度末からは1件の解除が出ております。これにつきましては相続という事で、538㎡の緑地保護区域の減という形になっております。今回この一覧表の中には載っておりませんが、昨年度の中から解除で1件が減となっている状況です。残念ながら、新規に指定するものはございませんでしたので、昨年度から若干減少した形のものになっております。今回10箇所の緑地保護区域を資料2において、それぞれお示ししておりますが、今回はパワーポイントの方でも資料をお作りしておりますので、それをご覧頂ければと思いますので、よろしく願います。

#### ○会長

それでは、1つ1つ説明してもらい、質問がありましたらその段階で出し、議論は後でしましょう。

#### ○事務局

それでは、資料2-①のご説明をさせていただきます。指定番号2の青葉町1丁目の所になります。所沢街道からやや北側に位置するところにある縦長の緑地保護区域です。これまでも近隣住宅よりご要望を頂く事がありましたが、基本的にはこの宅地から空間を設けて頂いて、管理をして頂いているという状況になっています。

樹木の管理につきまして、近隣等よりご要望を頂いた時に、こちらから連絡をさせて頂くと、比較的すぐにご対応頂いております。

次に資料2-②でございます。青葉町3丁目でございます、比較的大きな面積の塊のある緑地となります。全生園の北側に位置し、比較的このエリアは緑地保護区域が固まっている地域になります。

#### ○会長

樹木の上を止めているというのは、市民からの苦情ですかね。木の上の方みんな止めて

いますね。

○事務局

住宅に隣接している所は皆さんある程度の所で手を入れて頂いていております。この周辺は、コナラやクヌギの部類が多くある雑木林になっていますので、落ち葉かきもされている状況です。

次に資料2-③です。こちらは今お示した所の北東側に位置し、先程お示ししていたこのエリアに近隣しております。比較的ここは面積が小さく、ここも住宅の南斜面側に位置しています。

次に資料2-④です。多摩湖町1丁目の地域になります、北斜面になっている所の緑地保護区域になります。2年前にこの審議会でもご覧いただいている緑地です。昔、デイキャンプ場として借用していたという経過もございます。刈込をして頂き保護されているという状況です。以前、会長にご覧頂いて「カマツカ（ウシコロシ）」という樹木もあった緑地保護区域です。

次に資料2-⑤です。野口町4丁目にあります緑地です。こちらにつきましては、これまで非常に課題のある緑地保護区域となっており、減免事項としても適切に管理がなされていないという中で、90%減免という形にさせて頂いている所です。しかし、所有者の世代交代があり、道路際の竹をまめに刈って頂いており、こちらにつきましては、管理状況がこれまでに比べて改善をしているという状況です。写真の中にはありませんが、以前はこの竹の中も光が見通せない状況でしたが、今は道路側からはかすかに光が見えるような、そういった状況まで改善されていると状況です。所有者とも比較的これまでとは違い、コンタクトが取れるようにはなってきていますので。これまでに比べると管理されている所です。

次に資料2-⑥(1)です。こちらは、これまでも課題のありました緑地保護区域です。残念ながらこちらの方はまだ手が回っていない状況で、所有者にはお話をさせて頂いておりますが、まだ常緑の藪の状況が改善されていないという事と、近隣との問題改善が見受けられていないというものになります。所有者に方も気を配り出しているのです、今後、状況の改善がなされれば、先程の所のような形に進んでいくのではないかと期待しています。

次に今程見て頂いた所の、すぐ西側にある防風林になります。資料2-⑥(2)です。こちらにつきましては、手入れをされているという状況です。

次に、資料2-⑦になります。廻田緑道に隣接している緑地保護区域です。こちらも近隣住民等より何度かご要望頂いたりしておりますが、ここでだいぶ所有者の方もご自身で

木を植えたり、道路際の手を入れられたりという事で管理されています。ここは廻田緑道南側に位置する所で、この緑地保護区域につきましては管理されている場所です。課題が出ることもありますが、その都度対応し管理をして頂いているという所です。

次に、資料2-⑧です。青葉町の空堀川沿いにあります緑地保護区域です。道路を挟んで両側にありますが、こちらも比較的コナラ・クヌギ類が植生する緑地保護区域です。

空堀川沿いの方は落ち葉かきをされ、積み上げている状況も見受けられますし、落ち葉の飛散防止という形でネット等で道路際に影響が出ないように管理されているという形です。

次にまいります。資料2-⑨です。秋津町地域にあります緑地保護区域です。面積540㎡。こちらは竹を主体とした竹林の緑地保護区域になります。所有者の方で柵を設置し管理されております。

次に資料2-⑩です。多摩湖町地域の緑地保護区域です。こちらも比較的常緑の多い緑地という印象は受けまされども、通路側は管理して頂いたりしています。

#### ○委員

緑地とは直接関係ないかもしれませんが、ここは「土砂災害特別区域」に指定されていますよね。その対策というのは、これから協議すると思うのですが、もしかしたら指定解除して、土止めとかする可能性があるのかどうなのか。結局、所有者さんがどうするかでことになるのか。

#### ○事務局

地盤そのものを改良するとなると、緑地保護区域の行為の制限の中には許可が必要となりますので、安全対策面で、どこまで行う必要があるのかまだ度合が分かりませんので、今後、防災所管とも協議・検討していきたいと考えております。

#### ○委員

直接の対策義務は法律上なかったと思います。所有者さんが危ないんだったら、緑地を何とかしようと考えた時に解除しなければならなくなる。

#### ○会長

それ必要なポイントですね。それはあとで集中的に議論しましょう。

#### ○事務局

以上、緑地保護区域は現段階で塊として31区域設けております中から選んで現状説明をさせて頂きました。

#### ○会長

緑地保護区域の説明をしてもらいましたので、ご意見ご質問等頂きたいと思います。

○委員

指定番号28番ですが、以前は全く手が加わっていない状況だったので、見た感じ前よりは良くなったなと思います。ただ、それでももう少し努力して頂きたいなと思います。というのも、多摩湖町の所もそうなんですが、電線に架かっているように見受けられます。

それが近くに住まれている方にとっては、何かあった際に切れてしまうんじゃないかとすごく心配いたします。風の強い日とか心配される話をよく伺います。景観もそうですが、今まで何もしてなかったので、背丈も伸びて作業等も大変だと思うので、なんとか抜根的に一回しっかり手入れをして頂くよう、指導して頂ければという思いがあります。

○会長

指定番号28番で他にも何かご意見ありますか。

○委員

この大雪で竹がしなって道路側に倒れてくるという例が多く見受けられるかと思うんです。竹に限らずなんですけど、管理すべき地域で、雪による影響とかをお調べになったデータはありますか。

○事務局

まずこの指定番号28については、これまでは比較的台風時であったり雪の時であったり、道路際の所がやはり雪が積もってしまい、しな垂れる事があり、近隣の方よりご連絡頂くという事がこれまでは何度かありました。しかし、ここで道路際は割と積極的に手を入れて頂いており、今回の雪に関してはこの地域に関しては、ご連絡頂くことはありませんでした。

○会長

他にありますか。

○委員

写真だけで、現地を見ていないので申し訳ないのですが、確かに道路沿いとかは手を入れているというのは見て明らかに分かるんですが、この写真からすると見通しとか林の中は、果たしてどれだけ手を入れているのか分からない。防犯上とか不法投棄とか、そういった事が懸念ではある状況なのかなというのが1つと、緑を維持していく事だけではなくて、生活の為にも手入れというか、そういった観点も必要なのかなと思います。本日配付された資料は、見通しが悪く風通しの悪い写真に見えるので、現状はどうか分かりませんが、そういった手入れの指導はあるべきかどうか少し気になる所です。

○会長

はい。ありがとうございます。他にはありますか。

○委員

道路側の垣根の部分が、ここだけ特に目立つ。ここは写真でも分かる通りグリーンベルトが敷かれ、通学路であり意外と車通りもあります。子ども達が登下校する際に、せっかく敷いたグリーンベルトの道路を歩けるように管理してもらうように指導してもらおう。もしかしたら、垣根をセットバックする必要もあるかもしれないですし、その辺も指導していかないと防犯上っていう話もありましたが、未然に防げるように、せっかく保護区域に指定しているので保護区域として残していきながら、そういった指導というのにも必要かなと思います。

○会長

他にありますか。

○委員

道が狭いと車いすの人達が通れないですよね。そういうリスクの高い人達がちゃんと通れるように、管理することが必要かなと思います。

○会長

他にありますか。

私はずいぶん前にここを見ているんですね。その時には竹が1, 2本飛び出していました。それが今回、写真を拝見して、かなり切られている。ずいぶん前向きに対応して頂いたなという印象です。1つ皆さんに伺いたいのですが、先程、防犯という話がありました。生活っていう事ですよね。この林をどういう風にした方がいいという風に思われますか。

○委員

落葉樹はこの時期は葉を落としているが、竹は常緑であり、かなり向こうが見えないと言うけれど、多分芽が出た時は結構生い茂ると思うんですよ。竹林を綺麗にするのは結構大変。先ほど会長もおっしゃったけど、この前見た時には竹は全然切ってなくて、アパートの方まで行ってしまったんですよ。1m位周りを切ったと聞いておりますが、元屋敷らしいんですよ。だから手を付けない。その家にとっては進歩だと思います。そういった点も少しは理解してあげないと思います。

○委員

あまりダメだと言わないで、確かに苦情はあるかもしれないけど、少しは努力の成果も認めて、この家に対してみればそれなりに綺麗になったかなと。今度は周りだけじゃなくて、だんだんと中も少しやってくださいという事を言うより他ないのではないかな。

○会長

貴重なご意見ですね。皆さんの考えで整理したかったのは、常緑の林をどう見るのかという事。これほど大きなシラカシの木が多く生育している所というのは、市内を見てもそんなに多くないですね。ご存じかもしれませんが、雑木林が放置されるとアズマネザサが増えてきて、そのうちアオキとかシラカシが入り、そしてだんだん常緑樹が増えてくる。そうならない為にみんな切っていた訳です。だから自然の姿にまた戻ろうとしている。そのタイプの場所は、東村山ではそんなに多くないんです。ですから、全部が同じパターンに東村山の林をする必要があるんだろうかというのが1つあります。

もう1つは、すぐ横が斜面になっている。その斜面に手を付けるという事は慎重にしないと、先程66番の所でお話がありましたように、崩落が起こる可能性もある。手を入れる事が良い事かどうかという部分も一方で考えていかないといけない。ましてや、先程お話しましたように、東村山の中では10m以上の常緑のシラカシが占める森が無い。多様性を保つという観点からも、全て同じにしなくてもいいのではないかという観点も必要だと思います。それから今おっしゃられたように、昔から比べるとかなり前向きに対応してくださっている。もちろん、今皆さんが今おっしゃったように生活っていう事を考えて、「ごみ」それから「通学路」や「車いすが通れる」とかですね。そういう事は確かにあります。電線対策とかそれから雪対策ですね。そういう問題は確かにあります。ですから、一番考えなければいけないのは「生活」＋「危険性」ですね。特に人に対する「危険」を排除するっていうことが第一です。その次は景観としてどういう風なものが望ましいんだろうか。もちろん、生活にも関係しますが、土砂崩れとか、自然災害に関する事も考えなきゃいけない。それから、生物の多様性というものも当然考えなければいけない。単純に全て同じ尺度で測る事は出来ないだろうと思います。極力注意してほしいのは「危険性」ですね。林をどう維持していくのかという観点は、みんな同じにする必要はないんですよ。今後、市の方で指導して頂くとすれば、今皆さんから出ました「生活」っていう観点、その前に「危険性」という観点ですね。この2つはやはりぜひ協力して頂くような対応をお願いするっていう事が第1ですね。あとは林の内の方をどう管理をしたいと思っているかというのを、時間はかかるでしょうけど聞きながら、調整をしていければと思っています。

#### ○事務局

補足させて頂きますと、苦情という所がお話の中にもあったと思うんですが、先程申し上げましたように、昨年度までは何かしら周りからの要望というのがありましたが、今年度に入ってこういった手を入れ始められてから、そういった事が周りの方からも見受けられてという事なのか、今年度に関してはこの場所に関する苦情というのは1件も市の方に

入っていないです。これは大きな改善点ではないかと考えていますし、また今後も管理をしていく、手入れをするという観点を所有者の方がお持ちになられて、まずはここから取組が始められているという事が、1つの成果だと捉えています。

○会長

私もそういう評価をしたいと思います。何年か前に見た時には本当に大変な場所でしたから。それから見ると、随分考えて対応してくださっていると思います。

○委員

指定番号40番、ここは全然対応がないのですか。

○事務局

そちらも気にかけておりますが、実態としては、まだそこまで手入れが入っていないという事です。

○委員

10%課税はこの2箇所ですか。

○事務局

これまでは指定番号28と40の2区画を90%減免とさせて頂いたのですが、先程申しましたように指定番号28につきましては、改善が見受けられているという事と、今後に関しても意識をお持ち頂いたという事を所管としては評価させて頂き、減免という形に出来ればと考えております。ただ、指定番号40に関しては、まだ課題があるので引き続き90%減免とさせて頂いていただければと思います。

○委員

所有者の方が前向きな気持ちになったという事で、最初にまだまだと言ったんですけど、私も管理して頂けるような意識が高まっていけるような事を期待しています。

○会長

ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

指定番号40番は全部常緑の林になる前の段階ですね。毎年下を刈っていれば常緑の笹は無いんですよ。ところが、ある程度時間を置いてしまうと元々昔そこにあった植物が生えてくる。そうすると、常緑がどんどん増えてくる。また鳥が運んだシュロなんかが生えてきているのが、40番の状況ですね。ですから、もう1度その雑木林を使っていた状況に戻す事を目的にするのか、あるいは、景観的な事は取り除いて、常緑の林になる過程



の段階で認めるのか、その辺の評価の仕方で違ってくると思うんですね。例えば指定番号2番でも17番でもいいんですが、こういうタイプに持ってくるのか、あるいは、景観的に危険性のある物だけを取り除くのか。そこを整理すると決まってくるような気がするんです。それはどうなんでしょうか。

○事務局

こちらがもう1つ、2-⑥は1と2を2つまとめて指定番号40という形でご覧頂きましたけれども。40番の方は同じ所有者になりますが、1つは落葉で落葉かきをして、もう1つは常緑という形で多分所有者も意識されてると思うんですね。両方同じように落葉でという形では思っていないのではないかと考えています。先程会長がおっしゃったように、景観的な部分と不都合な部分がもう少し除去がされれば、全部が全部もう一方の緑地保護区域と同じ様な形態にということはこちらにも意識しているという所ではないです。ここはご自身の畑であったりするので、通行等に支障がある所ではないですが、住宅がある部分がどうしても影響しがちな部分があるので、そういった所が改善されれば、こちらも28番と同じような形に進めていかれるのではないかといい風に考えております。

○会長

むしろ2-⑥の(2)の方が心配です。写真の右側の方は、樹木がみんな曲がっていますね。これは木が弱ってくると倒れる格好になります。太枝が落ちてくるとかね。その辺の所の方が、むしろ私は心配と思います。この最初の2-⑥(1)はみんな上向きに木が立っているので、人が見て「藪だね」というのはあるんですけど、もう一方でウグイスにとっては「これが快適なのよ」と話になるので、なかなか人の目だけの話でいいのかというのがあります。人間が生活している所ですから、「危険性の回避」と「生活」がベースだという事です。この場所が何年後こうなるんですよっていうのを見てもらう、そういった社会的教育的な価値もあるのかもしれないですね。

○委員

指定番号40番は、まだ近隣からの苦情とかあるんでしょうか。

○事務局

樹木の越境について、今年は1、2度頂きました。

○会長

やはり木が大きくなればなるほど、どうしても外にはみ出してきますからね。本来はこんなに大きな木は無かったはずですね。10mそこそこで、薪にしたり炭にしたり取っていた訳ですから。それがもう何十年もやってないので、どんどん大きくなっている。枝も広がる高さも大きくなっているんで、周辺に対する影響もそれだけあると思います。です

から、今後こういった場所の場合には周囲の状況を勘案し、ある程度幅を切るような形で、外に対する影響を少し弱めるような配慮をお願いしてもいいかもしれませんね。

○委員

指導に対してどういう反応と言いますか、どういう対応なんですかね。やらないと言ってるんですか。

○事務局

お話していても、管理するという事に関して所有者の方が意識を持って頂いていることを強く感じます。ご自宅の周囲も、保存樹木含め大きな樹木が沢山あるんですけれども、落ち葉など周囲に迷惑をかけてしまうのでご自分で落ち葉掃きをしたり、というような事もおっしゃっておりますので、それはこれまでは聞く事の出来なかった言葉です。そのことを世代交代の中で、意識して頂いているという事は非常に大きなことだと感じています。

○会長

指定番号40番の⑥-（1）の左側の所は斜面になっている記憶があるのですが。

○事務局

はい、若干斜面になっています。

○会長

斜面地の樹木はあまり触らない方が良いでしょう。崩れますから。そういう事も考慮する。地形を意識して、平坦地の場合の管理と斜面の管理は分けて考えないといけない。平坦地の部分は今皆さんがお考えの様に、どのように手を入れていくかという事でいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の区別もしておいた方が良いでしょう。

○事務局

所有者とは、ここでコミュニケーションをとる事が出来始めているので、そこは引き続き私達もお話をさせていただき、来年は40番について「管理されているようになりました」と報告できる形に進めていきたいなという風に考えています。

○会長

そうですね。ぜひ前向きに出来るといいですね。⑥-（2）の方は危険木がないかどうかをチェックした方がいいですね。太枝が枯れているとかですね。弱っていると、そこから台風とかでバタッと折れますから。人があまり通らない所であれば問題ないかもしれませんが、この辺もちょっと意識したいですね。

○事務局

今年度も2本位ご自身で手を入れられたとおっしゃってました。

○会長

そうですか。分かりました。

○委員

そもそも課税するという定義を、管理を全然してもらっていないので、管理をしてもらう為に課税したという事ですから、今回元屋敷に手を入れたという事は、非常に画期的な部分ですので、ぜひ課税しないでいった方がいいかなと思います。もう1か所についても実は同じ地主さんです。本来は元屋敷を手入れしないで、40番を先にやるのかと思っていたんですが、元屋敷の方が苦情が多く先に管理をしたという事ですね。

○会長

はい。ありがとうございます。40番他にご意見ありますか。

それでは、指定番号66番についてですが、先程土砂災害の指定地域と緑地保護区域の状況をどう考えるかという話がありました。これに関して写真でしか見ていないんですが、下の写真の右側を見ると手を入れているような気がしますね。

○委員

入っているんです。私も東京都が発表した後に現地を見に行っただけなんですけど、やはりきちっと手入れはされているんですね。高木もそれほどないですし、日もしっかり入るように。北側がご自身の畑だと思うんですけど、畑の方に日が入るようにしっかり手入れされているので、緑地としての問題はないと思うんです。ただ、指定をされることを発表されたので持ち主の方には何らかのお知らせが来ると思うんです。その際に、これだけ手入れをされている方でしたら逆に、南側の斜面の方に住宅が建っていますので、その人達の配慮として「じゃあ、危ないんだったら何かやらなきゃな」という意識になった時に、緑地保護区域としての指定がどうなってしまうのかとか、どういう対策をするのかという部分と、緑地保護区域として良いのかという兼ね合いがすごく難しい部分ではあるかなと思うんです。多分防災所管と色々やりとりしないと、どうにもならないと思うんですけど、指定自体は東京都がして、法律でかかってくるんですけど「どういう対策をしなければいけない」という所まではないんですね。だからその辺がちょっと難しい所なのかな。

緑地として残しつつ土砂災害の危険性も無くなるっていう対策が一番いいんでしょうけど。それが難しいようだった時に、最終的には持ち主の方がどっちを取るかって形になると思うんですけど、その前に協議が出来てれば、その時にどうしようってならないかなと思います。

○会長

そうですね。両方とも性質の違うものですからね。その調整は事務局の方もしておかな

ければいけませんね。工事をする時にどうするのかという時には、この審議会で議論するのも良いんじゃないですかね。

○委員

東京都の方も、指定しておいて「これをやりなさい」ということは無いんですね。

○委員

無いんですね。

○委員

地主さんはよく分からない状況だと思うんですね。そのままでいいですってというのが良いのかどうか。指定されたけど「黙ってそのままにしといてください。指導は特にありません」というのが良いのかどうか。これは本当に難しいと思います。東京都が指定したのに対して東京都が何も言わないのに、東村山が何か言えるか。本当に難しいと思うんですよ。その辺も恐らく地権者の方はこのまま緑地保護区域として、これまでと同じようにされるんじゃないかと思うんですけど、果たして本当にそれでいいのかなという思いは確かにありますね。

○会長

東京都が指定した時には、地形図から見て角度が何度位どれくらいの距離があるかという事で線引きしているんですね。ハザードマップですよ。危険性があるという事でやっているんで、そこに緑がどんなになっているかまでは調査していない。ましてや、緑を残すべきだなんて指導までは残念ながら指定する方は思っていないと思います。ですから、それが出来るのは、多分、市なんです。その中でもやはりこの審議会が「こういう風にした方が良くないか」と都に提案するのも必要ですし、市だけでなんとか対応できるなら、具体的にやるっていうのもあるんじゃないか。東京都としては、東京全体を見た議論をしていますので、細かい事が出来るのは市だと思います。

○事務局

先程おっしゃったように、指定の要件という線引きの中でしている所がありますので、指定されたばかりで今後どういう風に進めていくのかについては、防災所管とも情報共有していきたいという風に考えています。今後の課題という事で、捉えさせていただきます。

○会長

そうですね。市全体で取り組んで頂きたい内容ですね。わかりました。

全体をご覧になって、指定番号28番と40番、66番は色々と集中的に議論していきましました。他はどうでしょうか。

○委員

一件確認したいのですが、緑地保護区域の全てを管理されてるか、されてないかという所を確認する上で、例えばABCとか数字的にチェックし、感覚論ではなくて、そういうものがあり減免するとかしないとかに結び付けているのか。

○事務局

数値的な形では行っていません。実際には職員が現地を確認して、やはり周囲への影響状況とか、手入れをしている具合ですとか、そういったものを総合的に判断させて頂いてという形です。

○委員

場所によっては同じ管理ができないというご意見がありましたので、現地を見ながらやるのが我々も本当は一番いいんだと思うんですけど、そういった管理状況AだとかBだとかっていう事を見ると「ここはこういう風に管理されてるんだ」という風に分かりやすくなると思いますし、ここは他とは違う種類のものがあるのでこういう特性があります。という事が分かると、今後我々も皆さんも非常に管理しやすく、判断しやすくなるんじゃないかなという風に思いました。今思いつきの様に言っていますが、そういう方がいいかなと思いました。そうすると、今までの歴史等を踏まえて判断できるなと思いました。

○事務局

今回初めてパワーポイントを使用して説明をさせて頂きましたが、ご指摘頂いたような、例えば斜面地なのか平坦地なのかとか、構成が落葉樹なのか常緑樹なのかという所の情報を、次回からはそういった所の情報も加えた中で説明させて頂いて、より分かりやすくできるよう務めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長

とても素晴らしい提案ですね。ある市では、ABCランク作っているんですよ。例えば指定を解除して欲しいと希望を受けますよね、そしたら、Aじゃ困るけどCだったらしょうがないかなというように考える情報源にもなる。そういうのもあるんです。今おっしゃったように、どういう状況かというものが分かるようなマニュアル。こういう項目に関してはこういう風になっている、この項目に関してはこうなっているというのがあれば、総合評価としてはこうだという風に整理が出来れば、全体として「誰が見てもそうだよ」という話になるので、それはやっぱり前向きに検討して、是非作成してもらいたいですね。

○事務局

多摩湖緑地の事例研究の中で、今後そういう評価をするものに繋げていかれると思います。いわゆる、管理の基準という要素に繋げていく事が出来ればと考えております。

○会長

ありがとうございます。

○委員

誰が見ても分かるカルテみたいな評価表があると良いですね。緑地が減っていくので、カルテがあるとすごく分かりやすいと思います。

○会長

どうしても、この議題が出てきた時は課税するかどうかという議論で終わってますので、こういう基準であるから課税しなきゃいけないんだとか、そういう風な整理されたものがあれば分かりやすいですし、とても良いと思いますね。なかなか大変な部分はあるかと思いますが、それは持っておいた方が良いなと思います。

○委員

今のカルテの件は大賛成です。カルテの項目の1つとしてどうしてもこの地図、傾斜地かどうかという情報が全く分からないじゃないですか。それが今日のお話の中で非常に重要な要素になってきていると思いますし、あともう1つは考え方です。地主さんがどのような考えを持っているのか。それは日付を追って変化していく部分ですけど、以前はこういう考え方だった方が、代が変わってこういう風に考えてる。これはとても管理する上ではすごく重要な情報だと思うんですね。また例えば「市の職員が何月何日にヒアリングした時はこういう考えである」とか。別の方がヒアリングしたらまた別の考えで、考え方がコロコロと変化していく。それを総合的に我々は読み通して、こういう指導すべきではないのか、そういうお考えであれば、しばらく様子を見ましょうという様なとても重要な判断材料になるので、そこまでが入るカルテという形のものでできると良いかなと思います。

○会長

ありがとうございます。今日お示し頂いた情報だけの議論は大体出たかと思うんですが、今日は課税するかどうかということが一番議論したいところなんですか。

○事務局

今後、減免の手続きに移行していくにあたってご承認を頂ければという所がありますので、31区域の中の10区域を抽出して今回説明させて頂きました。31区域全体としては概ね適正に管理されていて、先程指名した指定番号40番の内1区画がまだ課題として残っているので、そこについてはまだ改善すべき所がある。この1区画のみまだ適正な管理に至っていない事の中で、90%減免という形で手続きに入っていければと所管としては考えておりますので、その内容をご承認頂ければそのまま進めていきたいと思ってお

ります。

○会長

今事務局の案が示されましたがいかがでしょうか。

○委員

私はいつも提案というか、持論と言うか考え方をお話させて頂いてるんですけど、やっぱり一番いいのは私の考えでは税金を納めて頂く。それに対して緑を守って頂くという感謝の気持ちを込めてお返しする。というのが本来の姿勢は間違いないと思います。最初から取らないというのは、やはり本来あるべき姿ではないというのは間違いない。これまでこういう流れで来ているので、ここから新たに「先に納めてください。後で返します」というのが相当抵抗というか、アレルギー反応が出る問題でもあるので、悩ましいですよ。ですからやはり今まで通りのやり方で減免という形であれば、今回の地主さんのようにより協力的になって頂けるように、毎年地権者の方にお話する機会は無いと思うんですけど、カルテという話も出ましたので、是非、風通しの良いというかコミュニケーションの取れる形で、所管の方も顔出しもして頂きたいですし、どういう考えで今後ご自分の緑地保護を考えているのかというの、把握して頂きたいと思います。今の時点で「先に税金納めなさい」って無いですよ。ただ、本来の在り方はそうだっていう主張させてください。

○会長

やはり課税するとなると「何が問題なのか、何が足りないから課税しますよ」という事。もう1つは「こういう風にして頂けるといいんですが」という提案ですよ。それが無いとただ「荒れているからですよ。」「そうですか。私はこれが気持ちがいいんですけど」と言われたら、そこで止まっちゃうんですね。ですから、「こういう風にして頂けるといいんですけど」という提案が無いとダメだと思います。ただ荒れてますねっていう提案だけではなくて「こういう風にして頂ければいいんですが」という意見も付けた状況を作っていく必要があるなと思います。

今事務局の提案がありました、1か所の40番に関しては課税しようという事ですがどうでしょうか。

○委員

今日説明してもらった部分に関しては異論ないですけど、実際この所はどうなっているのかっていうのを、私は少なくとも全部見てないですし、もちろん街を歩いていて緑地保護区域って看板を見つければ見るようにはしていますが、全部把握しているわけではないので、出来れば現状を、この課税するかどうかという判断の材料っていうのを、カルテみ

たいなもの、写真を添えて出して頂けると非常に助かります。写真とか撮りに行くのも大変かもしれないですけど、出してもらわないと判断のしようがないというのが、率直な感想です。今日ご説明頂いたところに関しては、先程のご提案で問題ないと私は思います。

○会長

ありがとうございます。指定番号40番の課税に関しては、理由が必要だと思うんですね。1つは景観的に不都合という事があります。それからもう1つは、外来の種類が随分入ってきているんですね。それは手を入れていないからであり、景観的な配慮を少しお願いしたい。という事でしょうかね。

それから指定番号28番に関しては、むしろ努力した事を委員会でも評価しています。やはり危険性、それから生活空間としての価値ですね。それに関してまた今後とも十分配慮をお願いしたい。そのことは評価と同時にお願いしたいということで良いでしょう。それでは、指定番号40番だけ今回は課税をするという方向で決めておきたいと思います。

全体に戻りますが、緑地保護地域の管理の問題ですね。最優先はやはり危険性。それから景観を含めた生活ですね。それから昔の利用形態を維持してる雑木林ですね。そういう風なことに考えていく必要がある。所有者の方にも、その辺を理解して頂くということが1つ。それから、もう1つはやはり基準となるようなカルテを作った方がいいんじゃないかということ。単に見た目で良い悪いを判断するのではなく、現状がどうなっているのかというのを、色々な角度から示したカルテを今後作っていく。急には出来ないかもしれませんが、修正を加えながら作っていくというのが必要でしょう。これは皆さん同じ意見だと思います。あとは、所有者の方にどういう風にお考えになっているのか、所有者の方とのコンタクトを取りながら、情報収集をしてほしいという意見が出ました。この3つを今後考えながら進めて頂く、そういう事でまとめさせて頂きたいと思います。

○委員

写真をという話が色々出ていますので、可能かどうかは私にも分かりませんが、ハードル高いかもしれませんが、持ち主が管理する前と後の写真の提出を義務付ける事は可能でしょうか。こういう作業をしましたという事だけでも、持ち主が減免を受けるという事に対して「市民にアピールしなきゃいけない訳ですから」という口実を元に、それを義務付けさせた方が管理意識は高まる気がしますが、どうでしょうか。

○委員

そこまでとなると、ハードルが高すぎると思います。

○事務局



やはり義務という所については、なかなか難しいと思います。実際には、元々指定をする時に減免という事があった中で指定をしているというのもありますし、基本的には日々の中で管理をされている。具体的に「いついつこれやります」と言って、ビフォーアフターが出るようなものではなく、皆さんが日々の努力の中でされているという所もありますので、そこを所有者の方に委ねるとするのは難しいという風に思います。またこの緑化審議会の中で管理状況を報告させて頂く中で、私達が努力していければという所で、今は考えています。

○委員

強く要望するほどの事が逆に無くなってきているので、どうかなのと思ったんですけど。ただ写真のデータっていうのが、我々が収集するのもまた大変かなと思ったんですけどね。あくまでも理想の話であって、例えば1年に1回とか2回というのが、定期的に定点記録がある事がこういうのを保護という観点からだ、まず学術的に考えるとそう思ってしまうんですが、でもそれって大変だよなとも思います。

○会長

実際に大変でしょうし、ポイントはどういう風な管理がいいのかっていうのが決まっていないんですよね。ですから、所有者の方がこういう管理が良いと思っていて管理しているという状況なので、「木を2、3本切ったから管理したよ」とか「竹を何本か切ったから管理したぞ」という話ですから。なかなか難しい部分はありますね。

○委員

緑地保護区域って申請主義じゃなく市が指定させてくださいと言って指定しているんですよ。

○事務局

いや、申請制です。

○委員

本来申請するんであれば根拠が必要ですよね。

○委員

そもそも申請をした時点で、将来相続があった時にはそれを市が買ってくれるんだという思いが地主さんにあったんですよ。実際は買えていませんが、申請した思いと、行政が昭和48年に緑の条例に基づいて緑をそれを残そうとした訳で、むしろ市が能動的に地主さんに申請してくださいというようにしたのが経緯なんですよ。ですから、あまり難しい注文をするのも歴史的な経過からして、どうなのかなと思います。その所はよく地主の意向を加味しながら議論をして頂くことが、一番肝心かなと思います。

○会長

大切な意見だと思いますね。やっぱり所有者の方が、どういう風にお考えになっているのか、どういう風に管理したいと思っているのかを情報共有し「じゃあ、こう感じの方法がありますね」と、こちら側から提案も出来るでしょうし、ましてや、そういう歴史的経緯があれば、所有者の方を大事にした方が良いと思いますよ。

○委員

緑地保護区域に指定されてから、一回も来られてないっていう方もいらっしゃいますよ。

○事務局

基本的には個人の財産なので、問題がない限りは直接的に何かアクションというのとはしておりません。

○委員

問題が無いからアクションを起こさないというのも、私は問題だと思います。さっきも言った通り、コミュニケーションをやっぱりお願いしている立場ですよ。何かあった時も、地権者の方がどういう考えでこの緑を持っているのか、所管の考えと、それをやっぱり共有しておかないと、頼みに来た後何も無いって言い方なんです。私からすれば「何を言っているんだ」という思いなんですけど、そういう風に考えている方もいらっしゃるのも事実です。ですから「お願いされてやってあげているから、あんまりうるさい事言わないよ」という人もいるだろうし、意志疎通を図ってないという事ないと思うんですよ。何かあってから対応することでもいいのか。カルテを良いキッカケにして、ぜひちょっと顔を出して頂いて、色んな話が出来ればいいかなという思いもあります。

○会長

機会があれば、保護地域を見て状況をまた確認できるような機会を作りましょう。では事務局にお返しします。

○事務局

はい。ではその他という所で、前回の第2回の時に多摩湖緑地を視察して頂きました。その中で今年度剪定するものに目印を付けたものを皆さんに見て頂きながら、また会長にも実は改めて現地もう1度ご覧頂いて樹木を選定して頂きました。本来なかなか意識していなかった「シナサワグルミ」とかそういった事をご指摘頂いた中で、今事業者への発注の準備を進めております。最終的に「シナサワグルミ」を含めた11本を、今年度危険木の除去という形で、伐採選定作業の方に入っていきたいという風に考えております。一番大きいもので、幹周り120～159cm。それ以下のものという形で作業を進めてまいり

ますので、実際に新年度また作業した所の場所と、新緑の時期の状況を見て頂いて、色々  
とご提案頂いたカルテ作りに向けて、どういう状況が管理としてあるのかといった所の項  
目を、洗い出していく事に繋げていければと考えておりますので、よろしくお願いしま  
す。

○会長

ボランティアで管理をされている方々にも情報を提供してください。では、またいつか  
多摩湖緑地に行きましょう。

○事務局

今年度も3回にわたり貴重なご意見を色々と頂きまして、ありがとうございました。

5 閉会